

豚コレラ発生への対応状況について

畜産振興課

9月9日に、岐阜県の養豚場において、家畜伝染病である豚コレラの発生が確認されたことから、県内の養豚農家等に対し、注意を喚起するとともに、異常時における早期通報及び衛生管理の徹底を図っている。

1 豚コレラとは

- 豚コレラウイルスによる豚やいのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴であるが、人に感染することはない。
- 感染豚は、唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物等との接触により感染が拡大する。
- 治療法はなく、発生した場合の養豚業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法で重大な疾病である「法定伝染病」に指定され、感染豚及び同居豚は殺処分される。

2 岐阜県における発生の経緯

(1) 養豚場での発生

ア 発生場所 岐阜県岐阜市の養豚場

イ 飼養頭数 610頭（繁殖豚：79頭、肥育豚：531頭）

ウ 経緯

- ・ 9月3日 岐阜市から岐阜県に対し、肥育豚1頭の死亡を報告するとともに、病性鑑定を依頼。抗原検査の結果、豚コレラは陰性と判明。
- ・ 9月8日 9月3～7日の間に、同農場で約80頭が死亡したため、岐阜県が改めて遺伝子検査を実施したところ、豚コレラの疑いが生じたことから、農研機構動物衛生研究部門に精密検査を依頼。
- ・ 9月9日 精密検査の結果、豚コレラであることを確認。
農林水産省及び岐阜県は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく防疫措置（殺処分等）を開始。
- ・ 9月11日 発生農場の防疫措置が完了。

(2) 野生いのししでの発生

- 岐阜県では、豚コレラの発生を踏まえ、防疫指針に基づき、野生いのししに対する感染確認検査を実施。
- 9月15日以降、発生農場から約7km地点、約3.5km地点など半径10km以内で死亡していた野生いのししについて、豚コレラであることを確認。
- 農林水産省は、9月14日付けで各都道府県に対し、感染ルートを調査するため、野生いのししにおける豚コレラの浸潤状況を確認するよう通知。

3 県の対応状況

(1) 養豚場に対する指導等について

ア 経緯

- ・ 9月9日 家畜保健衛生所が、県内の全養豚場（89農場）や管理獣医師、市町村、JA、と畜場に対し、注意を喚起するとともに、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守について指導。
- ・ 9月10日 家畜保健衛生所が、異常の有無の確認と飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、県内全養豚場に立入指導を開始。
- ・ 9月11日 県内全養豚場で異常がないことを確認。
- ・ 9月13日 肉を含む食品残さの給与による感染の可能性があることから、家畜保健衛生所では、改めて食品残さを飼料として給与している県内5農場へ立入調査を実施し、飼養豚に異常がないことを確認。

イ 今後の対応について

- ・ 養豚場に対し、引き続き、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導を徹底。
 - ① 飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報
 - ② 消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策
 - ③ 野生動物との接触防止
 - ④ 肉及び肉製品を含む可能性のある食品残さの適正使用

(2) 野生いのししにおける豚コレラの浸潤状況調査の実施について

- ・ 農林水産省からの通知を踏まえ、市町村や猟友会等に対し、死亡した野生いのししを発見した場合の家畜保健衛生所への連絡と、検体の採材について協力要請。

4 その他

(1) 豚肉輸出について

- ・ 9月9日 国は、日本からの豚肉輸出を停止。
- ・ 9月11日 香港から、岐阜県以外の豚肉の輸入について許可する旨の連絡があり輸出が再開。以降、各国・地域からの輸入許可を受け、順次、輸出を再開予定。

<参考>

- ・ 本県産豚肉の輸出状況（平成29年度）
輸出先：香港、輸出量：2.9t

(2) 豚肉について

- ・ 豚コレラに感染した豚は、と畜場の検査で全て摘発されるため、感染した豚肉が市場に出回ることはない。
- ・ 国の食品安全委員会によれば、仮に豚コレラに感染した豚の肉等を食べても、人体に影響はないとされている。